

第123期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- ・会計監査人の監査報告

上記につきましては、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

大日精化工業株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業理念」、「社是」、「CSR・ESG基本方針」及び「役職員行動規範」などを制定し周知徹底します。
- ② 経営に係る重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。
- ③ 取締役は、取締役の職務執行における法令・定款・社内規程・規則等の遵守状況を相互に監視します。
- ④ 監査等委員会を設置し、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査・監督することにより、取締役及び使用人の業務執行における法令・定款・社内規程・規則等の遵守状況を監視します。
- ⑤ 取締役会の監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任し、社外取締役に対し適切な量と質の情報を提供する場として「社外役員連絡会」を設置します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ管理規程」及び「文書保存管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る重要情報については、必要に応じて取締役がこれらの情報をいつでも閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び使用人は、「組織分掌規程」及び「職務権限規程」に従い付与された権限と責任の範囲内で業務を執行し、各々が損失の危険（以下「リスク」という。）を管理します。
- ② リスクに対応するため、「リスク管理規程」、「危機管理規程」を定め、取締役及び使用人にこれを遵守させます。
- ③ リスクに関して、取締役又は役付執行役員を責任者とするCSR・ESG推進本部が評価して取締役会に報告し、大日精化グループのリスクを共有、管理します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を定期的及び必要に応じて適時に開催し、取締役会が取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認します。
- ② 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営の中枢を担う者の中から社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が選任した者によって構成される「常務会」において事前に審議し、取締役会にて業務執行を決定します。
- ③ 年度予算、設備投資及びその計画進捗管理、在庫評価等の重要案件については、関係する取締役が出席する損益管理委員会にて事前に審議し、「職務権限規程」に定める権限で決裁します。

- ④ 取締役会で決定された業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」に従い、付与された権限と責任の範囲内で執行します。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「企業理念」、「社是」、「CSR・ESG基本方針」の下、「役職員行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、倫理教育並びにコンプライアンス教育を徹底し、これを遵守させます。
 - ② 弁護士等への外部通報窓口を含む内部通報制度を設け、コンプライアンス違反の防止及び早期発見・是正を促進します。
6. 大日精化及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業理念」、「社是」、「CSR・ESG基本方針」「役職員行動規範」及び「コンプライアンス規程」等の諸規程を大日精化グループ各社の取締役及び使用人に適用し、これを遵守させます。
 - ② 「関係会社管理規程」において子会社の管理体制を、「職務権限規程」において子会社の決裁権限と報告義務の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関しては大日精化の関係部署が関与します。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を円滑に遂行し監査の実効性を高めるために、大日精化の使用人から監査等委員会補助使用人を任命します。
 - ② 監査等委員会補助使用人は、その職務を行うにあたっては監査等委員会の指示にのみ従います。
 - ③ 監査等委員会補助使用人の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助使用人の任命、解任等については監査等委員会の同意を必須とすることで取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。
8. 監査等委員会への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 大日精化の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに大日精化の子会社の取締役、監査役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に適時かつ適切に報告します。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、大日精化の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに大日精化の子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

- ② 内部通報制度を設け、「内部通報規程」において、使用人が監査等委員会に対して直接通報できること、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをされないこと、全ての通報窓口に通報された情報が監査等委員会に適時かつ適切に報告されることを定めます。

9. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に生ずる費用又は債務の処理は、請求等の内容が明らかに監査等委員である取締役の職務遂行に必要なではないと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理します。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会における取締役の職務の執行の状況を監視し検証するとともに、必要に応じて重要事項を審議及び報告する会議へ出席すること、及び稟議書等の関係資料をいつでも閲覧することができます。
- ② 監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に監査の日常的かつ機動的な連携を求めることができます。
- ③ 監査等委員会は、監査の品質及び効率を高めるため、会計監査人と情報・意見交換等の機会を確保し緊密な連携を図ります。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じて弁護士等の社外専門家から助言を得ることができます。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 「CSR・ESG基本方針」、「役職員行動規範」、「反社会的勢力排除宣言」に従い、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした態度で対応します。
- ② 反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、総務・人事本部が警察、弁護士等の外部専門機関との密接な連携を取りながら社内啓発活動を行うとともに、大日精化グループ各社の関係部署との連携を強化します。

12. 金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制

環境・社会情勢の変化に適応し、常に内部統制が有効に機能していることを継続的に評価・改善することで、金融商品取引法の第24条の4の4に規定する「内部統制報告書」をはじめとする社内外に開示する報告の信頼性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに対する取組みについて

「企業理念」、「社是」、「CSR・ESG基本方針」及び「役職員行動規範」等を制定し、当社及び当社グループの全ての役職員に企業倫理やコンプライアンスの重要性を周知徹底しております。内部統制監査によるモニタリング及び内部通報制度により、法令及び定款違反の事実又は発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、客観的に事実関係を見極め厳正に対処するとともに、再発防止を図ることとしております。

内部通報制度では、CSR・ESG推進本部、監査等委員会及び外部の弁護士を通報窓口を設定し、通報者等の個人情報を含む通報内容を厳格に管理するほか、通報者が当該通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する旨の定めを「内部通報規程」に設けることで、利用しやすい環境を整備しています。また、全ての通報は適時、適切に監査等委員会に報告される仕組みとしております。

2. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

取締役会は当期において13回開催されました。取締役会の審議資料は原則として開催日の1週間前までに配布し、更に社外取締役に対しては補足説明を行う等、出席者が十分な準備を行えるように配慮しております。また、株主総会議事録、取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等、取締役の職務執行に関する情報については、「文書保存管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存され、取締役は必要に応じていつでも閲覧することができます。

また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営の中枢を担う者の中から社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）が選任した者によって構成される常務会において事前審議し、年度予算、設備投資及びその計画進捗管理、在庫評価等の重要案件については、関係する取締役が出席する損益管理委員会にて事前に審議し、職務権限規程に定められる権限で決裁しております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みについて

「リスク管理規程」「危機管理規程」に基づき、取締役又は役付執行役員を責任者として組織されているCSR・ESG推進本部が全般的なリスクを統括しており、リスクの確認、評価を行うとともに、重大なリスクへの適切な対応を行っております。

4. 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査等委員である取締役は、取締役会における取締役の職務の執行の状況を監視し検証する、重要事項を審議及び報告する会議に出席するとともに、稟議書等の重要な書類を随時閲覧しています。また、代表取締役社長との定期会合を実施し、監査上の重点課題、会社が対処すべき課題等についての意見交換を行っています。

また、監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に会議を実施し、監査にあたって必要となる情報収集や課題の確認、意見交換を行っています。

会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

1. 会社の支配に関する基本方針

創業者 高橋 義博の「自分の生活が好きな色彩によって包まれないと思うのが私たちの念願」との言葉にもありますように、世界中の「もっと自由に彩りたい」という願いをかなえるために、当社グループは彩りを提供することから始まり、「より便利な」「より安全な」機能を持った素材をさまざまな分野に提供し、社会やお客様の願いに応えております。お客様の具体的な「ニーズ」及びオープンイノベーションでの共同開発や知財戦略に基づく新技術創出などによる「シーズ」に応えるために、これまで培ってまいりました 1 有機無機合成・顔料処理技術、2 分散加工技術、3 樹脂合成技術の3つのコア技術をさらに一層深化させ、お客様の製品を通じて、ESGなどの社会的なニーズに継続的に貢献してまいることにしております。

2024年4月より取り組んでおります3か年中期経営計画「明日への変革 2027」（以下、「本中期経営計画」といいます。）では、新規発展分野として①IT・エレクトロニクス 機能性材料、②ライフサイエンス・パーソナルケアを、継続発展分野として③モビリティ、④環境配慮型パッケージングをターゲット市場に定めて開発テーマの中心に置き、資金と人財を積極的に投入し、技術主導による競争優位性の確保を目的とした体制を構築し、色材、機能材、合成樹脂、天然物由来高分子など多岐にわたった製品を生産することにより、自動車・電気機器・建材などの部品から日常生活に関連する繊維・パッケージ・情報関連素材まで広範囲な製品に利用・活用されております。

当社では、このような会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業理念、企業価値の源泉を十分に理解し、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係の下に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。

しかしながら、近年の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、当社や株主の皆様に対して買付けに係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付けに応じることを株主の皆様が強要するような仕組みを有するもの、買付条件が不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上のための取組み

当社は、1931年に顔料の製造・販売を目的に創業し、プラスチック時代の幕開けとなった1940年代半ばより、国産化・自社開発に拘りながらプラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を開発しました。1970年代より海外市場へ展開し、日本企業の海外進出に合わせ、エリアを拡大してまいりました。創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、材料特性を熟知した素材メーカーとして、カラー化時代の先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工等の基本技術と応用展開の結実として、現在、プラスチック用着色剤、印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品や情報記録関連の製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインナップを擁し、広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。

このように、当社は創業以来蓄積してきた1 有機無機合成・顔料処理技術、2 分散加工技術、3 樹脂合成技術の3つのコア技術を企業価値の源泉とし、お客様を通じて得られる「ニーズ」やオープンイノベーションでの共同開発や知財戦略に基づく新技術創出などによる「シーズ」に応えるために、3つのコア技術に一層の磨きをかけて、今後も、品質・コスト競争力とブランドの向上に着実に努め、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。

当社においてその価値の源泉となるものは、創業以来蓄積されてきた技術力、開発力、個々の従業員がその持ち場で地道に積み上げてきた豊富な経験、スキル、ノウハウであり、それらを伸ばして、着実に伝承していく企業風土、文化、経営方針であるものと確信しております。

そして、環境や時代の変化に応じて、この企業価値の源泉に真摯に向き合い、改めて研鑽し合うことで、一層の輝きを引き出し、その結果として、企業価値も高まり、ひいては、株主のみならず、取引先、従業員、地域社会等、当社をとりまく全ての方にとっての価値が最大化できるものと考えております。

また、当社は、本中期経営計画において、当社の置かれている経営環境や社会的課題を踏まえ、持続的成長と中長期的な企業価値の創出のための項目（ア. 技術主導による競争優位性の確保、イ. 事業基盤の強化のための海外事業の拡大、ウ. サステナブル社会の実現に向けたESG重視の経営推進、エ. DX推進、オ. HR戦略）をお示ししており、これらを推進することで、ROE 9%以上、ROA 5%以上を生み出す利益体制の構築を図り、より一層資本効率を重視した経営を進めることとしております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社グループは、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会に貢献していくため、コーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題の一つと考えており、2025年6月27日に開催した第122期定時株主総会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へと移行しております。これは、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制を構築することを目的としたものであります。

さらには、任意に社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を複数名選任することによって、監査・監督機能の実効性を確保しております。

また、独自に、過半数を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名以上で構成される指名・報酬等委員会を設置することで、意思決定の公正さと透明性を担保することとしております。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、2023年6月29日開催の第120期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している監査等委員である社外取締役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとしします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。なお、本プランの有効期限は2026年6月に開催予定の当社第123期定時株主総会の終結の時までとしします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしします。継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daicolor.co.jp>) に掲載しております。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年（平成20年）6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主総会での承認により発効しており、株主意を反映するものであること、④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本プランは、2026年6月26日開催予定の第123期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することから、2026年4月15日開催の取締役会において、第123期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定しております。詳細につきましては、第123期定時株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類第4号議案、当社ウェブサイト

(<https://www.daicolor.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>)、株主総会資料 掲載ウェブサイト (<https://d.sokai.jp/4116/teiji/>) 及び株式会社東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) をご覧ください。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2024年4月より取り組んでおります3か年中期経営計画「明日への変革 2027」（以下、「本中期経営計画」という。）にてお示ししているとおり、本中期経営計画期間中の株主還元方針（2025年5月15日開催の取締役会において一部内容を変更しております。）について、

1. 本中期経営計画期間中（3か年）平均の総還元性向50%以上
2. 配当性向40%以上（特別配当を除く）、ただし1株当たり年間配当金の下限は100円
3. 2に加えて特別配当30円を2024年3月期より4年間毎年実施
（当社旧川口製造事業所譲渡益を原資としたもの）
4. 自己株式の取得を機動的に実施

としております。

(注)当社は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、当期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割前の株主還元方針及び株式数を基準として配当を実施いたします。

当事業年度の配当につきましては、以下のとおりです。

- ①普通配当 当事業年度の業績や経営環境等を総合的に勘案し、1株当たり190円（うち中間配当金72円）の配当を実施することとしました。
- ②特別配当 当社旧川口製造事業所の譲渡に伴う株主還元として、2024年3月期から2027年3月期の4期間にわたり、每期1株当たり30円の特別配当（総額約20億円）を予定しております。
当事業年度は、1株当たり30円（うち中間配当金15円）の配当を実施することとしました。

以上により、当事業年度の配当につきましては、1株当たり年間配当金220円（普通配当190円、特別配当30円）の配当を実施することとしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	109,573	流動負債	45,631
現金及び預金	23,436	支払手形及び買掛金	26,908
受取手形	10,904	短期借入金	9,022
売掛金	41,265	1年内返済予定の長期借入金	1,723
商品及び製品	20,941	リース債務	85
仕掛品	1,317	未払法人税等	1,516
原材料及び貯蔵品	10,464	賞与引当金	1,918
その他	1,351	その他	4,457
貸倒引当金	△ 106		
固定資産	95,870	固定負債	18,602
有形固定資産	48,875	長期借入金	7,772
建物及び構築物	20,021	リース債務	102
機械装置及び運搬具	11,940	繰延税金負債	7,802
工具、器具及び備品	2,812	退職給付に係る負債	2,383
土地	13,237	その他	541
リース資産	144		
建設仮勘定	719	負債合計	64,233
無形固定資産	2,164	純資産の部	
投資その他の資産	44,830	株主資本	113,321
投資有価証券	20,630	資本金	10,039
出資金	69	資本剰余金	9,974
繰延税金資産	266	利益剰余金	95,983
退職給付に係る資産	21,711	自己株式	△ 2,676
その他	2,167	その他の包括利益累計額	25,308
貸倒引当金	△ 15	その他有価証券評価差額金	8,413
		為替換算調整勘定	8,716
		退職給付に係る調整累計額	8,178
資産合計	205,444	非支配株主持分	2,580
		純資産合計	141,210
		負債純資産合計	205,444

連結損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		124,294
売上原価		98,254
売上総利益		26,040
販売費及び一般管理費		18,430
営業利益		7,610
営業外収益		
受取利息	350	
受取配当金	501	
持分法による投資利益	252	
その他	545	1,650
営業外費用		
支払利息	304	
為替差損	52	
固定資産賃貸費用	90	
クレーム弁償損	102	
その他	219	770
経常利益		8,490
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	2,812	
事業譲渡益	450	
その他	3	3,273
特別損失		
減損損失	25	
固定資産売却損	15	
固定資産除却損	173	
その他	1	216
税金等調整前当期純利益		11,546
法人税、住民税及び事業税	2,616	
法人税等調整額	629	3,245
当期純利益		8,300
非支配株主に帰属する当期純利益		198
親会社株主に帰属する当期純利益		8,101

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日期首残高	10,039	9,768	90,910	△2,046	108,673
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,029		△3,029
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,101		8,101
自己株式の取得				△1,114	△1,114
自己株式の処分		206		484	690
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	206	5,072	△630	4,648
2026年3月31日期末残高	10,039	9,974	95,983	△2,676	113,321

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
2025年4月1日 期首残高	6,758	8,255	4,321	19,334	2,489	130,497
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△3,029
親会社株主に帰属する 当期純利益						8,101
自己株式の取得						△1,114
自己株式の処分						690
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	1,655	460	3,857	5,973	91	6,065
当連結会計年度変動額合計	1,655	460	3,857	5,973	91	10,713
2026年3月31日 期末残高	8,413	8,716	8,178	25,308	2,580	141,210

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 21社
- ・主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループの現況(9) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

②非連結子会社の状況 該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・会社等の名称 TAI CHIN CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
三宝精密化学工業株式会社

②持分法を適用していない関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 フタバペイント株式会社
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

大日精化加工販売株式会社及び株式会社大日精化保険サービスは、会社清算に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちDAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.を除く在外連結子会社14社の決算日は12月31日であります。連結に際しては当該計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
2. その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法
3. デリバティブ 時価法
4. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 8～50年
機械装置及び運搬具 4～10年
2. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金 当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

(主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点)

当社グループは、製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしておりますが、国内の通常の取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

なお、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

3. ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ取引管理細則」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行わないものとしております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的を実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ・ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ・ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「事業譲渡益」及び特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「事業譲渡益」は60百万円、「固定資産売却損」は1百万円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「保険配当金」（当連結会計年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 5,240百万円

※繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性について、将来の課税所得の見積額及び一時差異等のスケジュールリングに基づき判断しており、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産の計上額を算定しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積額については、取締役会に承認された将来の事業計画を基礎として見積っております。当該見積りにおける主要な仮定は、販売数量、原材料価格動向、将来の成長率等であり、市場動向、直近の業績等を参考とし、予測しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 99,102百万円

(2) 保証債務 1百万円

(3) 受取手形割引高 48百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 18,113,110株

(注) 当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

1. 2025年6月27日開催の第122期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,544百万円
・1株当たり配当額	90.0円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月30日

2. 2025年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,485百万円
・1株当たり配当額	87.0円
・基準日	2025年9月30日
・効力発生日	2025年12月9日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2026年6月26日開催予定の第123期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	2,269百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	133.0円
・基準日	2026年3月31日
・効力発生日	2026年6月29日

(注) 当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、2026年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

〈地域別〉 〈契約別〉

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	連結損益 計算書計上額
	カラー& ファンクショナル プロダクト	ポリマー& コーティング マテリアル	グラフィック& プリンティング マテリアル	計		
日本	53,487	16,139	22,669	92,297	45	92,243
アジア	11,897	5,428	7,762	25,088	—	25,088
その他	3,665	2,564	632	6,862	—	6,862
計	69,050	24,132	31,065	124,248	45	124,294
顧客との契約 から生じる収益	69,050	24,132	31,065	124,248	45	124,294
その他の収益	—	—	—	—	0	0
外部顧客への 売上高	69,050	24,132	31,065	124,248	45	124,294

〈有償受給取引による売上高への影響額〉

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	連結損益 計算書計上額
	カラー& ファンクショナル プロダクト	ポリマー& コーティング マテリアル	グラフィック& プリンティング マテリアル	計		
外部顧客への 売上高 (総額)	108,512	24,199	31,068	163,780	45	163,826
有償受給取引に よる売上相殺額	△39,462	△67	△2	△39,531	—	△39,531
外部顧客への 売上高 (純額)	69,050	24,132	31,065	124,248	45	124,294

(注) 「その他」区分は、調整額及び報告セグメントに含まれない事業であり、不動産の賃貸借などがあります。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項
④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
借入金の使途は短期的な運転資金及び設備投資資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。
なお、デリバティブは取引の種類、限度額等を定めた管理規程に従い行っております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額341百万円）は「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。市場価格のない株式等には、連結貸借対照表上に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額50百万円）が含まれております。また「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	16,560	16,560	—
(2) 長期借入金	(9,495)	(9,005)	490
(3) デリバティブ取引	14	14	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	16,560	—	—	16,560
デリバティブ取引 通貨関連	—	14	—	14

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	9,005	—	9,005

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

・長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,030円85銭

(2) 1株当たり当期純利益 118円32銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款一部変更)

当社は、2025年11月10日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款一部変更を行いました。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より多くの投資家の皆さまが投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

2026年3月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	18,113,110株
株式の分割により増加する株式数	54,339,330株
株式の分割後の発行済株式総数	72,452,440株
株式の分割後の発行可能株式総数	200,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	2026年3月13日（金）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

④その他

今回の株式分割は、2026年4月1日（水）を効力発生日としており、2026年3月31日（火）を基準日とする2026年3月期の期末配当金については、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

また、今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水）をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を以下のとおり変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000</u> 万株とする。

(3) 日程

効力発生日	2026年4月1日（水）
-------	--------------

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	71,690
現金及び預金	7,281
受取手形	371
売掛金	35,387
電子記録債権	9,528
商品及び製品	13,529
仕掛品	1,136
原材料及び貯蔵品	3,663
未収入金	202
その他	591
固定資産	68,502
有形固定資産	27,530
建物	10,616
構築物	687
機械及び装置	3,978
車両運搬具	51
工具、器具及び備品	1,717
土地	10,239
リース資産	0
建設仮勘定	239
無形固定資産	842
借地権	179
ソフトウエア	368
その他	293
投資その他の資産	40,129
投資有価証券	10,901
関係会社株式	16,139
関係会社出資金	3,435
前払年金費用	8,614
保険積立金	506
その他	546
貸倒引当金	△13
資産合計	140,193

科目	金額
負債の部	
流動負債	49,384
買掛金	23,551
電子記録債務	726
短期借入金	18,344
1年内返済予定の長期借入金	1,679
未払金及び未払費用	1,830
未払法人税等	1,086
賞与引当金	1,293
その他	872
固定負債	12,363
長期借入金	7,693
リース債務	11
繰延税金負債	3,135
退職給付引当金	996
その他	526
負債合計	61,748
純資産の部	
株主資本	72,601
資本金	10,039
資本剰余金	8,343
資本準備金	8,137
その他資本剰余金	206
利益剰余金	56,894
利益準備金	2,224
その他利益剰余金	54,670
圧縮記帳積立金	1,139
別途積立金	5,870
繰越利益剰余金	47,660
自己株式	△2,676
評価・換算差額等	5,844
その他有価証券評価差額金	5,844
純資産合計	78,445
負債純資産合計	140,193

損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		100,631
売上原価		82,897
売上総利益		17,733
販売費及び一般管理費		13,853
営業利益		3,880
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	4,673	
為替差益	80	
固定資産賃貸料	124	
その他	131	5,016
営業外費用		
支払利息	358	
クレーム弁償損	12	
その他	128	498
経常利益		8,397
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	2,436	
関係会社清算益	361	
その他	3	2,802
特別損失		
固定資産除却損	105	
減損損失	19	
関係会社株式評価損	142	
その他	15	283
税引前当期純利益		10,917
法人税、住民税及び事業税	1,538	
法人税等調整額	474	2,013
当期純利益		8,904

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2025年4月1日 期首残高	10,039	8,137	—	8,137	2,224	1,158	5,870	41,767	51,020	△2,046	67,150
当期変動額											
圧縮記帳積立金の取崩						△18		18	—		—
剰余金の配当								△3,029	△3,029		△3,029
当期純利益								8,904	8,904		8,904
自己株式の取得										△1,114	△1,114
自己株式の処分			206	206						484	690
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	206	206	—	△18	—	5,893	5,874	△630	5,450
2026年3月31日 期末残高	10,039	8,137	206	8,343	2,224	1,139	5,870	47,660	56,894	△2,676	72,601

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日 期首残高	5,006	5,006	72,157
当期変動額			
圧縮記帳積立金の 取崩			—
剰余金の配当			△3,029
当期純利益			8,904
自己株式の取得			△1,114
自己株式の処分			690
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	837	837	837
当期変動額合計	837	837	6,287
2026年3月31日 期末残高	5,844	5,844	78,445

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②関係会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

④デリバティブ

時価法

⑤棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 8年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

（主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点）

当社は、製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしておりますが、国内の通常の取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

なお、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

③ヘッジ方針

内部規程である「デリバティブ取引管理細則」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行わないものとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的を実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「関係会社株式評価損」は57百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,957百万円

※繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (繰延税金資産の回収可能性)」の内容と同一です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 57,458百万円

(2) 保証債務

次の関係会社等の金融機関等からの借入金等に対し債務保証を行っております。

P.T.HI-TECH INK INDONESIA 640百万円

その他2件 2百万円

計 642百万円

(3) 受取手形割引高 48百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権 4,670百万円

②長期金銭債権 52百万円

③短期金銭債務 14,839百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高 6,302百万円

②仕入高 17,044百万円

③営業取引以外の取引高 4,150百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度末における自己株式数 普通株式 1,047,650株

(注) 当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

信託財産	2,110百万円
関係会社株式	1,110百万円
減価償却費	901百万円
賞与引当金	407百万円
退職給付引当金	314百万円
棚卸資産	164百万円
関係会社出資金	121百万円
その他	547百万円
繰延税金資産小計	5,677百万円
評価性引当額	△1,719百万円
繰延税金資産合計	3,957百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,663百万円
前払年金費用	△2,600百万円
譲渡損益繰延	△1,303百万円
圧縮記帳積立金	△524百万円
繰延税金負債合計	△7,092百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,135百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	大日カラー・ コンポジット 株式会社	所有直接 100%	原材料販売 製品購入 資金借入 役員兼任	原材料販売 (注) 1, 2	19,925	売掛金	1,576
				製品購入 (注) 1, 2	25,489	買掛金	2,182
				資金借入 (純額)(注) 3	182	短期借入金	1,115
子会社	浮間合成 株式会社	所有直接 100%	原材料販売 製品購入 資金借入 役員兼任	原材料販売 (注) 1, 4	8,461	売掛金	761
				製品購入 (注) 1, 4	13,417	買掛金	1,249
				資金借入 (純額)(注) 3	338	短期借入金	5,080
子会社	ハイテックケミ 株式会社	所有直接 100%	原材料販売 製品購入 資金借入	原材料販売 (注) 1, 5	7,218	売掛金	589
				製品購入 (注) 1, 5	10,573	買掛金	929
				資金借入 (純額)(注) 3	321	短期借入金	3,098

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

- 大日カラー・コンポジット株式会社からの製品の購入金額（25,489百万円）は、損益計算書においては、同社への原材料の販売金額（19,925百万円）と相殺して表示しております。
- 資金の借入については、当社グループにおいて導入しているキャッシュマネジメントシステム（CMS）により、資金の効率化を図るものです。金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 浮間合成株式会社からの製品の購入金額（13,417百万円）は、損益計算書においては、同社への原材料の販売金額（8,461百万円）と相殺して表示しております。
- ハイテックケミ株式会社からの製品の購入金額（10,573百万円）は、損益計算書においては、同社への原材料の販売金額（7,218百万円）と相殺して表示しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,149円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 130円04銭 |

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」の内容と同一です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

大日精化工業株式会社
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 町井 徹
業務執行社員
代表社員 公認会計士 二木 健一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

大日精化工業株式会社
取締役会 御中

保森監査法人
東京都 千代田区
代表社員 公認会計士 町井 徹
業務執行社員
代表社員 公認会計士 二木 健一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上